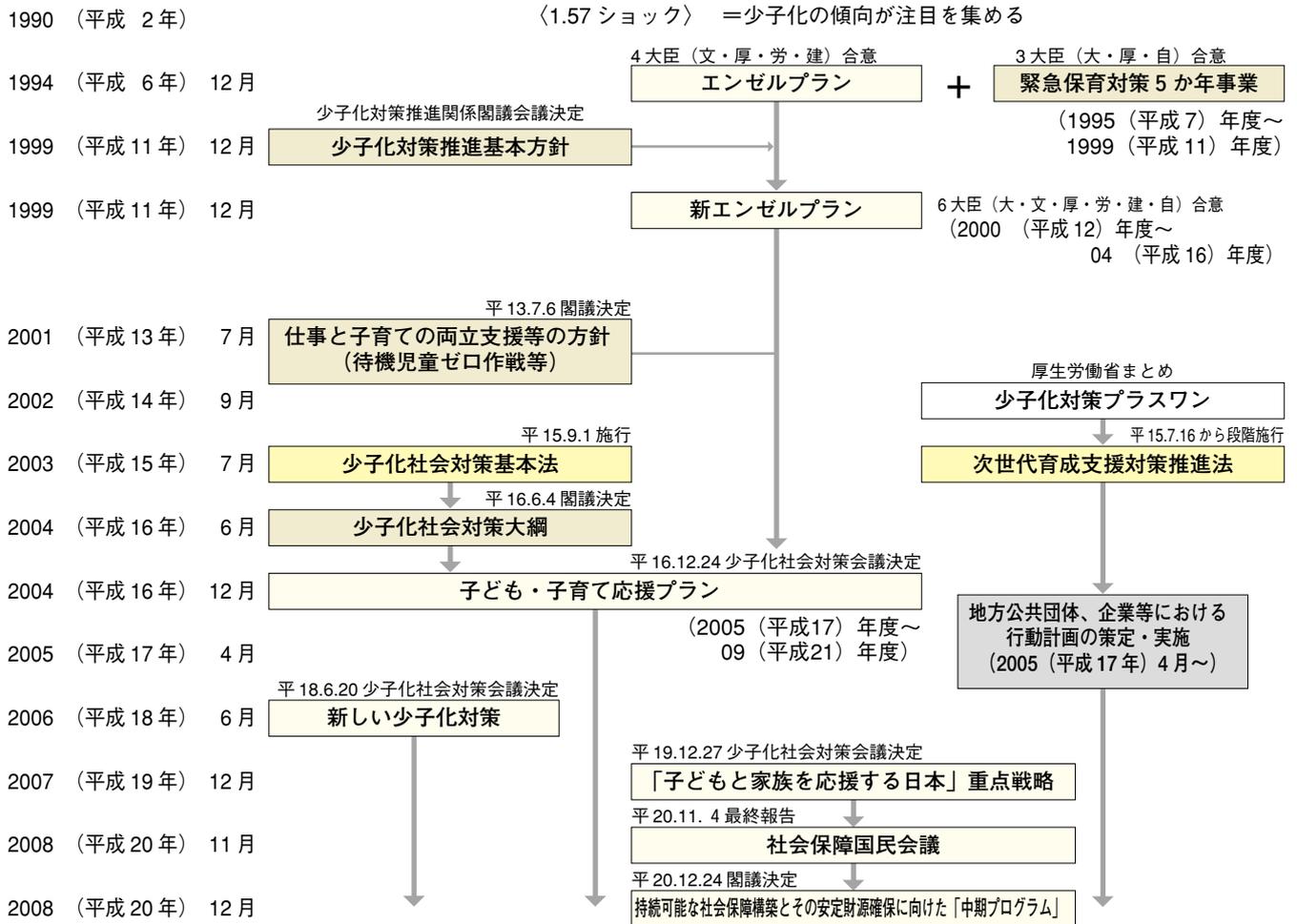


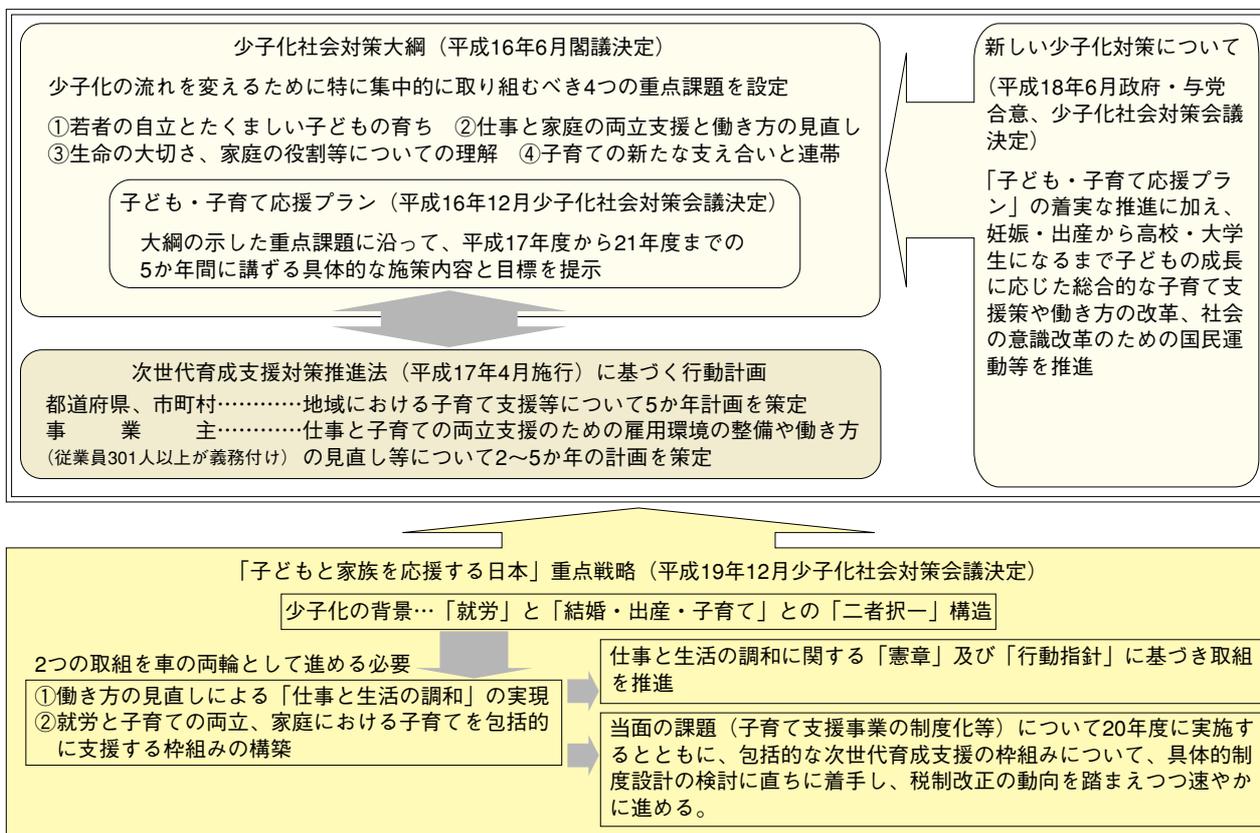
## 少子化対策

## 概要

## 少子化対策の経緯



## 少子化対策の政策的な枠組み



## 「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標（例）】

【目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕（例）】

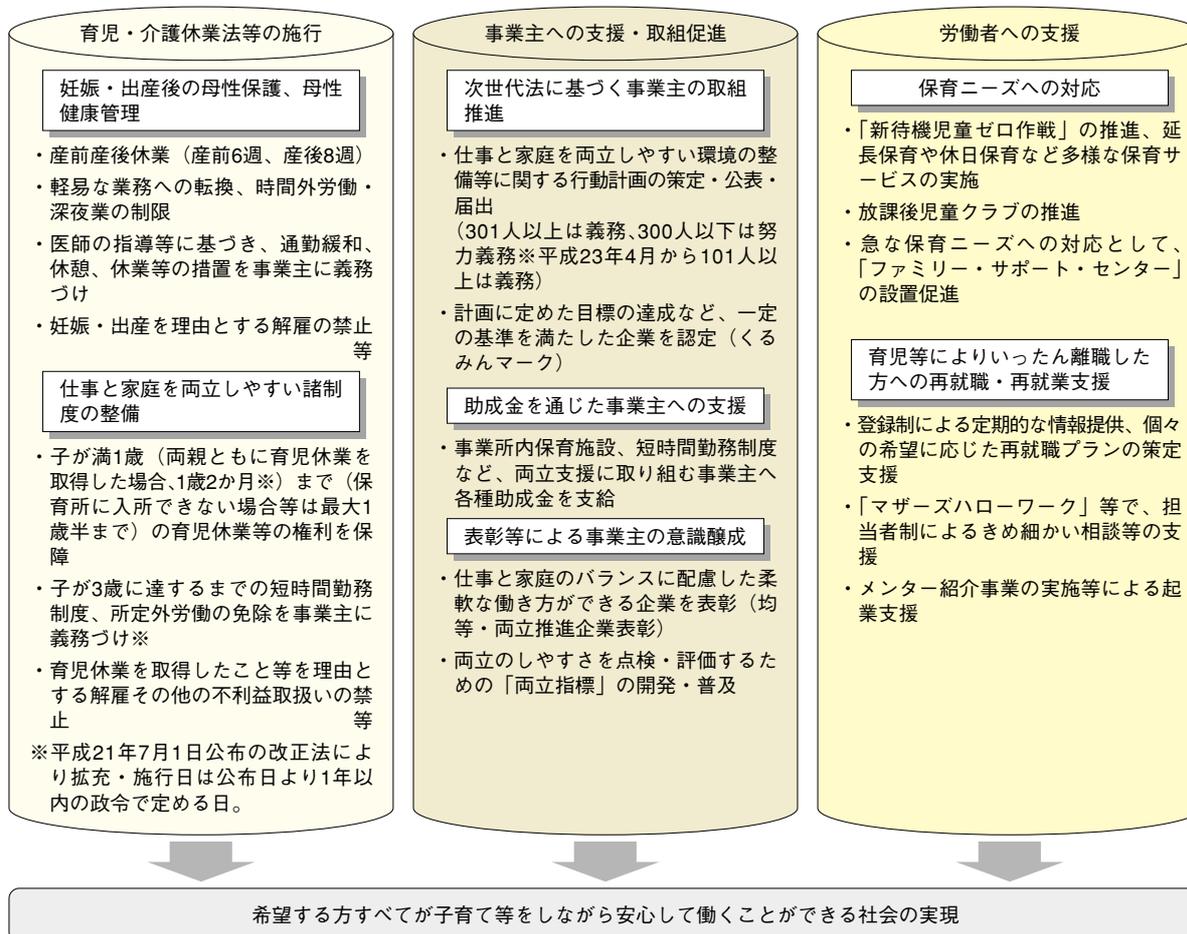
若者の自立とたくましい子どもの育ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用（常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成）</li> <li>○ 日本学生支援機構奨学金事業の充実（基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力）</li> <li>○ 学校における体験活動の充実（全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立【フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す】</li> <li>○ 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする</li> <li>○ 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる</li> </ul>
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及（次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業）</li> <li>○ 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正（長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得【育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%】</li> <li>○ 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる【育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに】</li> <li>○ 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正</li> </ul>
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供（すべての施設で受入を推進）</li> <li>○ 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの若者が子育てに肯定的な（「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」）イメージを持てる</li> </ul>
子育ての新たな支え合いと連帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の子育て支援の拠点づくり（つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施）</li> <li>○ 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大）</li> <li>○ 児童虐待防止ネットワークの設置（全市町村）</li> <li>○ 小児救急医療体制の推進（小児救急医療圏404地区をすべてカバー）</li> <li>○ 子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる（子育て拠点施設がすべて中学校区に1か所以上ある）</li> <li>○ 全国どこでも保育サービスが利用できる【待機児童が50人以上いる市町村をなくす】</li> <li>○ 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる【児童虐待死の撲滅を目指す】</li> <li>○ 全国どこでも子どもの病気の際に対応できるようになる</li> <li>○ 妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる【不安なく外出できると感じる人の割合の増加】</li> </ul>

## 地域行動計画による子育て支援関係事業の取組状況

事業名	16年度実績(注)	19年度実績	20年度実績(交付決定ベース)	プラン目標値
通常保育事業(保育所定員数)	205万人(H17.4.1現在)	212万人(H20.4.1現在)	212万人(H21.3.1現在)	215万人
放課後児童クラブ	15,184か所(H17.5.1現在)	17,583か所(H20.5.1現在)	17,583か所(H20.5.1現在)	17,500か所
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,936か所 154か所 2,782か所	4,386か所 894か所(ひろば型) 3,464か所(センター型) 28か所(児童館型)	4,889か所 1,251か所(ひろば型) 3,470か所(センター型) 168か所(児童館型)	6,000か所 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	528か所	570か所	710か所
一時保育・特定保育事業	5,534か所	8,140か所	8,708か所	9,500か所
ショートステイ事業	364か所	584か所	714か所	870か所
トワイライトステイ事業	134か所	301か所	323か所	560か所
病児・病後児保育事業	496か所	767か所	845か所	1,500か所
延長保育事業	13,086か所	15,076か所(H20.4.1現在)	15,076か所(H20.4.1現在)	16,200か所
休日保育事業	607か所	875か所	927か所	2,200か所
夜間保育事業	64か所(H17.4.1現在)	74か所(H20.3.31現在)	74か所(H20.3.31現在)	140か所

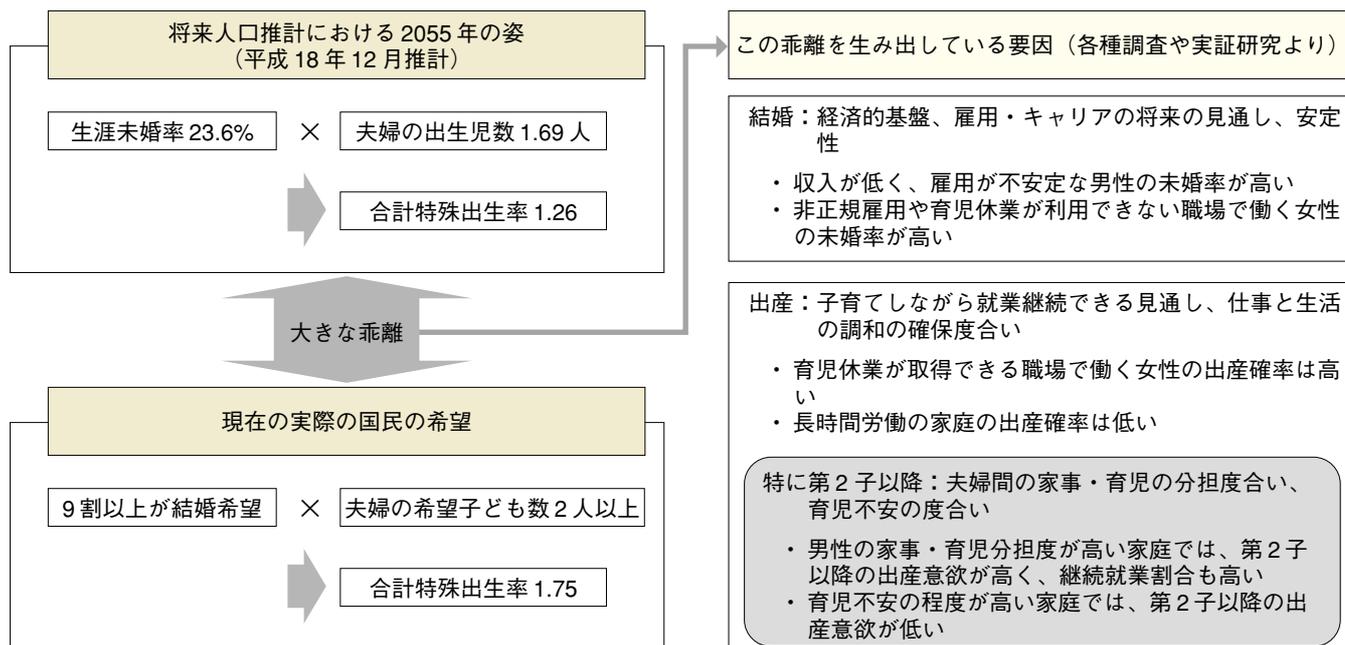
(注)「16年度実績」は、平成16年度終了後における各事業の実績値。(子ども・子育て応援プラン策定時は、まだ平成16年度の事業が実施途上であったことから、プランには実施見込み数で表記していたため、上記の数値とは異なっている。)

## 仕事と家庭の両立支援対策の概要



## 結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離 ～急速な少子化を招いている社会的な要因～

- 将来推計人口（平成18年中位推計）において想定されている日本の将来像と、実際の国民の希望とは大きく乖離。
- この乖離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和の度合い、育児不安などが指摘されており、出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが大きい。



## 「二者択一構造」解消のための2つの取組 ～「未来への投資」としての「車の両輪」～

「就労」と「結婚・出産」の二者択一構造を変え、

- ・女性をはじめとする働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、
- ・国民の希望する結婚・出産・子育てを可能とする

このためには

「働き方の改革」による仕事と生活の調和の実現  
(←長時間労働による仕事と家庭の両立困難や、男性の家事・育児分担の不足等の現状 etc)

「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭における子育て」を包括的に支援する枠組み（社会的基盤）の構築

(←保育サービス等が利用できないことなどにより、就業を希望しながら断念したり、希望する出産・子育てを断念したりしている状況 etc)

「車の両輪」となるこの2つの取組を  
「未来への投資」としてできる限り速やかに軌道に乗せることが必要

## 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けてー（平成21年2月24日）【概要・ポイント版】

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、昨年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- 今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

### 1 これからの保育制度のあり方について

- 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）
  - ・ 保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化（働き方の多様化、親支援やすべての子育て家庭への支援の必要性）
  - ・ 人口減少地域における地域の保育機能の維持
  - ・ 急速な少子高齢化に伴う役割の深化（女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、社会経済・社会保障制度全体の持続可能性を確保するという緊急的・国家的課題に関わる役割）等

#### ◆ 現行の保育制度の課題

- スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難
  - i) 利用保障の弱さ  
現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。  
ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」（認可外のあっせん）でも可。
  - ii) 認可の裁量性による新規参入抑制  
保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしても、必ずしも認可されず。
  - iii) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化（窓口等での潜在化）
- 深化・多様化したニーズへの対応が困難
  - i) 保育の必要性の判断基準のあり方  
「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと、財政状況との兼ね合い等で基準を厳格に。
  - ii) 保育の必要性の判断基準の内容  
夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。
- 認可保育所の質の向上  
職員配置、保育士の養成・研修・処遇等
- 認可外保育施設の質の向上  
約23万人にのぼる子どもが利用。利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用。  
すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障する必要。
- 人口減少地域における保育機能の維持・向上  
現行は「小規模保育所」でも、定員20人以上が必要。一方、地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

#### ◆ 新たな保育の仕組み ※その実現には財源確保が不可欠

- ① 市町村が、保育の必要性・量、優先的利用確保（母子家庭、虐待等）の要否を認定。  
※受入先保育所の決定とは独立して実施（需要の明確化）。認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。  
※保育対象範囲、優先的利用確保の基本的事項は、国が基準を設定。  
※パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合も必要性を認定。専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障。
  - ② 例外ない保育保障：認定を受けた子どもには、公的保育を受けることができる地位を付与。
  - ③ 市町村の実施義務の明示（例外ない公的保育の保障責務、質の確保された提供体制確保責務、利用支援責務、保育費用の支払義務）
  - ④ 利用者が保育所と公的保育契約を締結。  
※保育所には、応諾義務（正当理由なく拒んではならない）と、優先受入義務（母子家庭、虐待等の優先受入決定）。
  - ⑤ 参入は最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。
  - ⑥ 所得に関らず一定の質の保育を保障するため公定価格。必要量に応じた月額単価設定を基本。
- 認可保育所の質の向上：財源確保とともに詳細検討
    - ・ 保育指針に基づく保育のため、職員配置、保育士の処遇、専門性確保等、施設長や保育士の研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等
  - 認可外保育施設の質の引上げ
    - ・ 最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して一定期間の経過的財政支援
    - ・ 小規模サービス類型の創設
  - 地域の保育機能の維持・向上
    - ・ 小規模サービス類型の創設
    - ・ 多機能型の支援 等

## 2 放課後児童クラブについて

### ◆ 現行制度の課題

- 制度上の位置づけが、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。
- 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

### ◆ 新たな制度体系における方向性

- 質を確保しつつ量的拡充を図ることが重要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ（実施責任、利用・給付方式等）、財源面の強化について、さらに検討が必要。

## 3 すべての子育て家庭に対する支援について

### ◆ 現行制度の課題

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

### ◆ 新たな制度体系における方向性

- すべての子育て家庭に対する支援の強化が必要。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 各種事業の制度上の位置づけ、財源のあり方等さらに検討。

## 4 情報公表・評価の仕組みについて

- 職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報につき、公的主体による情報公表制度の具体化を検討。

## 5 財源・費用負担について

- 少子化対策は社会経済や社会保障の持続可能性の根幹にかかわるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であり、社会全体で重層的に支え合う仕組みが必要。新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
  - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
  - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み 等

- 今後、本報告を踏まえ、「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。